# 島原市教育委員会

議 案 集

第7号議案 島原市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

第8号議案 島原市教育委員会事務局職員職名規則の一部を改正する規則

第9号議案 島原市立小・中学校の学校医の解職について

第10号議案 島原市立小・中学校の学校医の委嘱について

第11号議案 平成26年度島原市立中学校部活動外部指導者の委嘱について

第12号議案 島原市社会教育指導員の設置及び服務に関する規則を廃止する規則

第13号議案 島原市教育委員会委員長の選挙について

平成26年3月27日 臨時会

#### 第7号議案

島原市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

島原市教育委員会事務局処務規則(平成8年島原市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「理事、参事、副参事、主任」を「参事、課長補佐、係長」に改める。

第4条第3項中「理事、参事及び副参事」を「参事、課長補佐及び係長」に改め、 同条第4項中「主任」を「主任及びその他の職員」に改める。

第6条第4項中「理事、参事及び副参事」を「参事及び課長補佐」に、「、理事及び参事並びに副参事」を「、参事及び課長補佐」に、「主任」を「主務班の班長の職にある者」に改め、同条第5項中「主任」を「主務班の班長の職にある者」に改める。

附則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月27日

島原市教育委員会 教育長 宮原 照彦

#### 提案理由

島原市職員職名規程(昭和58年島原市訓令第4号)別表における職員の補職名が一部改正されたことに伴い所要の整備を図るため、この規則を改正しようとするものである。

# 島原市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則(案)新旧対照表

改正案	現行
(教育次長等の設置)	(教育次長等の設置)
第3条 (略)	第3条 (略)
2 課に課長を置き、必要により <u>参事、課長補佐、係長</u> を置くことができる。	2 課に課長を置き、必要により <u>理事、参事、副参事、主任</u> を置くことができる。
(職務権限)	(職務権限)
第4条 (略)	第4条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 参事、課長補佐及び係長は、課長を補佐し、分掌事務を処理する。	3 理事、参事及び副参事は、課長を補佐し、分掌事務を処理する。
4 主任及びその他の職員は、上司の命を受け、担当事務を処理する。	4 <u>主任</u> は、上司の命を受け、担当事務を処理する。
(決裁)	(決裁)
第6条 (略)	第6条 (略)
2 · 3 (略)	2・3 (略)
4 課長が不在のときは、 <u>参事及び課長補佐</u> が、課長 <u>、参事及び課長補佐</u> がともに不在 のときは、 <u>主務班の班長の職にある者</u> がその事務を代決する。	4 課長が不在のときは、 <u>理事、参事及び副参事</u> が、課長 <u>、理事及び参事並びに副参事</u> がともに不在のときは、 <u>主任</u> がその事務を代決する。
5 <u>主務班の班長の職にある者</u> が不在のときは、課長があらかじめ指定した職員がその 事務を代決する。	5 <u>主任</u> が不在のときは、課長があらかじめ指定した職員がその事務を代決する。

#### 第8号議案

島原市教育委員会事務局職員職名規則の一部を改正する規則

島原市教育委員会事務局職員職名規則(昭和31年島原市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1理事の項を削り、同表中「

副参事	指導主事	社会教育主事	事務職員
主任	指導主事	社会教育主事	事務職員
副主任	指導主事、	社会教育主事、	事務職員

#### 」を「

課長補佐	指導主事	社会教育主事	事務職員
係長	指導主事	社会教育主事	事務職員
主任	指導主事	社会教育主事	事務職員

」に改める。

附則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、第5条の規定による改正前の島原市教育委員会事務局職員職名規則に基づく補職名で次の表の左欄に掲げる補職名を有する者は、別に辞令を発せられない限り、これに対応する同表右欄に掲げるこの規則に基づく補職名に命ぜられたものとする。

副参事	課長補佐		
主任	係長		
副主任	主任		

平成26年3月27日提出

島原市教育委員会 教育長 宮原 照彦

# 提案理由

島原市職員職名規程(昭和58年島原市訓令第4号)別表における職員の補職名が一部改正されたことに伴い所要の整備を図るため、この規則を改正しようとするものである。

# 島原市教育委員会事務局職員職名規則の一部を改正する規則(案)新旧対照表

	改正案		現行		
別表第1		別表第1			
補職名	職名	補職名	職名		
教育次長	事務職員	教育次長	事務職員		
課長	指導主事 社会教育主事 事務職員	課長	指導主事 社会教育主事 事務職員		
-		理事	指導主事 社会教育主事 事務職員		
参事	指導主事 社会教育主事 事務職員	参事	指導主事 社会教育主事 事務職員		
課長補佐	指導主事 社会教育主事 事務職員	<u>副参事</u>	指導主事 社会教育主事 事務職員		
<u>係長</u>	指導主事 社会教育主事 事務職員	主任	指導主事 社会教育主事 事務職員		
主任	指導主事社会教育主事事務職員	副主任	指導主事 <u>、</u> 社会教育主事 <u>、</u> 事務職員		
(略)		(略)			

#### 第9号議案

#### 島原市立小・中学校の学校医の解職について

次の者を島原市立小・中学校の学校医としての委嘱を解く。

	氏 名	性別	年齢	学 校 名	備考
学校医	松岡邦子	女	5 5	島原市立第三小学校 島原市立第四小学校 島原市立三会小学校	平成26年3月31日付解職
学校医	中村浩平	男	5 2	島原市立三会中学校	平成26年3月31日付解職

平成26年3月27日提出

島原市教育委員会 教育長 宮原 照彦

# 提案理由

本人より辞任届が提出されたため、委嘱を解こうとするものである。

# 第10号議案

島原市立小・中学校の学校医の委嘱について

次の者を島原市立小・中学校の学校医として委嘱する。

	氏 名	性別	年齢	学 校 名	備考
学校医	小嶺大志	男	3 7	島原市立第三小学校	平成26年4月1日から
学校医	山内康照	男	4 5	島原市立第四小学校 島原市立三会小学校 島原市立三会中学校	平成26年4月1日から

平成26年3月27日提出

島原市教育委員会 教育長 宮原 照彦

# 提案理由

学校医の辞任に伴い、欠員補充として学校保健安全法第23条の規定により新たに委嘱しようとするものである。

# 学校保健安全法 (抜粋)

(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師)

- 第23条 学校には、学校医を置くものとする。
- 2 大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。
- 3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し、又は委嘱する。
- 4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。
- 5 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則は、文部科学省令で定める。

#### 第11号議案

平成26年度島原市立中学校部活動外部指導者の委嘱について

平成26年度島原市立中学校部活動外部指導者に別紙の者を委嘱する。

平成26年3月27日提出

島原市教育委員会 教育長 宮原 照彦

# 提案理由

島原市立中学校部活動外部指導者に関する規則第5条及び第7条により、指導者に委嘱しようとするものである。

○島原市立中学校部活動外部指導者に関する規則 (抜粋)

(身分)

第4条外部指導者は、非常勤とする。

(委嘱)

- 第5条 外部指導者は、次の基準を満たすもののうちから学校長の推薦に 基づき、教育委員会が委嘱する。
  - (1) 学校教育に対する理解を持ち、必要な協力が得られること。
  - (2) 職務遂行に必要な熱意を持っていること。
  - (3) 体育、芸術、文化等に対する深い関心と理解を持っていること。(任期)
- 第7条 外部指導者の任期は、1年とする。ただし、補欠の外部指導者の 任期については、前任者の残任期間とする。
- 2 教育委員会は、外部指導者が心身の故障のため職務の遂行に堪えない と認めるときその他特別の理由があると認めるときは、前項の規定によ る任期の期間中においても解任することができる。
- 3 外部指導者は、再任することができる。

(委任)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

# 平成26年度 島原市中学校部活動外部指導者一覧表

平成26年3月27日現在 学 校 名 部 名 名 性別年齡 住 所 新規・継続 氏 武 男 継続 次 亮 太 野球 荒 Ш 男 新 規 剣道(男) 本 多 幸 男 治 継続 太 清 敏 男 継続 田 剣道(女) 中 村 壽 男 継続 徳 男 継続 卓球 永 清 島原市立第一中学校 陶 郎 バスケットボール(男) 山 圭 継続 土 本 富 Ξ 幸 男 継続 サッカー 野 島 翼 男 継続 10 山 寛 郎 継続 本 ソフトテニス(男) 原 男 継続 幸 11 田 内 ソフトテニス(女) 男 継続 12 藤 賢 裕 13 ブラスバンド 畄 崎 和 興 男 継続 バスケットボール(男) 松 﨑 将 男 継続 治 14 バスケットボール(女) 男 継続 15 高 男 バレーボール(女) 清 治 継続 16 木 17 山 ソフトテニス(男) 本 達 男 継続 ソフトテニス(女) 珠 林 18 成 女 継続 サッカー 石 本 幸 紀 男 継続 19 島原市立第二中学校 20 高 悦 成 男 継続 田 柔道 笹 浩 司 男 継続 21 田 鈴 智 詞 男 継続 22 剣 道 木 英 陸 上 瀬 治 男 継続 23 吉 24 信 男 継続 田 野球 白 浩 男 25 井 継続 26 サッカー 袁 田 雅 彦 男 継続 27 森 敏 男 継続 永 夫 野球 松 男 継続 28 尾 和 彦 平 憲 吾 男 バレーボール(女) 坂 新 規 島原市立第三中学校 30 ソフトテニス(男) 永 田 栄 治 男 継続 中 博 男 31 村 継続 松 32 ソフトテニス(女) 﨑 昭 彦 男 継続 松 範 男 継続 33 行 吉 男 34 田 章 継続 野球 35 福 島 真 男 継続 柔 道 下 文 男 継続 36 田 小 笹 継続 37 ソフトボール 子 女 清 大 男 津 崇 継続 38 ソフトテニス(男) 島原市立三会中学校 橋 真 吾 男 継続 39 40ソフトテニス(女) 森 Ш 香 女 継続 バレーボール(女) 村 Ш 美 智 子 女 継続 41 小 男 42 森 慎 司 継続 サッカー 荒 之 木 洋 男 継続 43 本 多 邦 年 男 吹奏楽 継続 44 金 子 雄 男 継続 45 球 宇 土 靖 男 継続 46 ソフトテニス(男) 荒 男 木 義 継続 47 ソフトテニス(女) 大 Ш 女 継続 48 エ Ξ 松 男 本 恒 継続 49 男 バレーボール(男) 太 継続 50 田 51 田 祐 男 継続 バスケットボール(男) 林 田 靖 仁 男 継続 52 バスケットボール(女) 継続 吉 継続 本 54 島原市立有明中学校 坂 55 陸上 上 俊 樹 規 新 吉 起 男 継続 56 本 大 男 57 小 林 真 澄 継続 58 サッカー 宇 土 将 輝 男 継続 昂 遼 規 59 宮 男 本 剣道 前 英 男 田 継続 60 堀 男 61 Ш 和 徳 継続 柔道 堀 Ш 耕 平 新 規 62 63 竹 男 継続 田 宗 晴 水 泳 加 寛 也 男 規 新

# 第12号議案

島原市社会教育指導員の設置及び服務に関する規則を廃止する規則

島原市社会教育指導員の設置及び服務に関する規則(昭和54年12月4日教育委員会規則第3号)は廃止する。

附則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月27日提出

島原市教育委員会 教育長 宮原 照彦

提案理由

社会教育指導員の身分の見直しに伴い、非常勤の特別職から一般の非常勤職員として雇用するため、この規則を制定しようとするものである。

○島原市社会教育指導員の設置及び服務に関する規則(昭和54年12月4日教育委員会規則第3号)

(目的)

第1条 この規則は、島原市社会教育指導員の設置及び服務に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 教育委員会に、社会教育指導員を設置する。

(任用と身分の取扱い)

- 第3条 教育委員会は、社会教育指導員を委嘱する。
- 2 社会教育指導員は、非常勤の職員とする。
- 3 社会教育指導員の任期は、1年とする。ただし、前任者の補充については、その残任期間とする。

(職務)

第4条 社会教育指導員は、教育委員会の定める社会教育に関する方針に従い、学習の指導及び相談並びに社会教育関係団体の育成及び指導にあたるものとする。

(服務)

第5条 社会教育指導員の服務については、この規則に定めるもののほか、別に これを定める。

(勤務時間)

第6条 社会教育指導員の勤務は、原則として1週間を通じて28時間とする。

(報酬)

第7条 社会教育指導員の報酬は、月額118,900円とする。

(委任)

第8条 この規則の施行についての必要な事項は、教育長が別に定める。

# 第13号議案

島原市教育委員会委員長の選挙について

島原市教育委員会委員長が、平成26年3月31日をもって任期満了となるため、委員長の選挙を行う。

平成26年3月27日提出

島原市教育委員会 教育長 宮原 照彦

#### 提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第2項の規定により、委員長の任期満了にともない選挙を行おうとするものである。

#### 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (抜粋)

#### (委員長)

- 第12条 教育委員会は、委員(第16条第2項の規定により教育長に任命された委員を除く。)のうちから、委員長を選挙しなければならない。
- 2 委員長の任期は、1年とする。ただし、再選されることができる。
- 3 委員長は、教育委員会の会議を主宰し、教育委員会を代表する。
- 4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ教育委員 会の指定する委員がその職務を行う。